



『訪問理美容サービス助成事業』 のご案内

在宅で生活している外出困難な要介護者や障がい者を対象に、自宅で訪問理美容サービスを受ける際にかかる出張費を助成します。

◆対象者

次のいずれかに該当する方

- ①介護保険の要介護認定で 要介護 3～5 と認定された方
- ②重度身体障がい者（身体障害者手帳 1 級又は 2 級所持者のうち、視覚、下肢、体幹又は移動機能障害の方）
- ③重度知的障がい者（療育手帳 A 所持者）

※ただし、施設入所者、入院中の方は対象になりません。

◆助成額

1 回の利用につき 2, 0 0 0 円分の助成券を年間最大 4 枚交付します。

< 申請月によって助成券の交付枚数が異なります >

申請月	交付枚数
4 月 ～ 6 月	4 枚
7 月 ～ 9 月	3 枚
1 0 月 ～ 1 2 月	2 枚
1 月 ～ 3 月	1 枚

※助成券の有効期限は発行した年度の年度末までです。

※助成券を紛失した場合、再発行はできません。



1 回の利用につき、
助成券 1 枚と差額の
料金をお支払いくだ
さい。

◆申請方法

対象者①に該当する方は 長寿健康課 へ申請書を提出してください。

対象者②③に該当する方は 障がい福祉課 へ申請書を提出してください。

○申込フォームでも受付けております。



対象者①

【お問い合わせ】 敦賀市役所 長寿健康課 高齢者福祉係 1 階⑪番窓口

電話 0 7 7 0 - 2 2 - 8 1 2 4

障がい福祉課 障がい福祉推進係 1 階⑬番窓口

電話 0 7 7 0 - 2 2 - 8 1 7 6

◆サービス利用の流れ

① 申請書の提出

対象者①に該当する方は長寿健康課へ申請書を提出してください。
対象者②③に該当する方は障がい福祉課へ申請書を提出してください。
(対象者については表面をご確認ください。)

② 助成決定者へ助成券の交付

1人あたり年に助成券4枚(1枚2,000円)を上限に交付します。
その際、助成決定通知書と理美容店の一覧も同時に交付します。

③ 理美容店への申込み

市に登録のある理美容店の一覧から店舗を選び、ご利用者やご家族から直接お申し込みをして、訪問日程等の調整を行ってください。

※お申込みの際は、市の「訪問理美容サービス助成」を利用する旨、お伝えください。

※市に登録した理美容店のみが助成対象となります。詳細は別紙一覧表をご確認ください。

④ 訪問理美容サービスの実施

※ご利用者の心身の状態によっては、サービス利用時に介護者による付き添いを必要とする場合があります。

⑤ 料金のお支払い

訪問理美容サービスの利用後、理美容店へ助成券1枚と差額の料金をお支払いください。

★感染症対策へのご協力のお願い

感染症対策のため、以下の3点についてご協力をお願いいたします。

①ご利用者及びそのご家族の検温をお願いします

訪問当日にご利用者及びそのご家族に発熱(37.5度以上)等の症状がみられましたら、理美容店にご連絡いただき、自主的にサービスのキャンセルをしていただきますよう、お願いいたします。

②可能な範囲での換気をお願いします

サービス利用前後及び利用時は、窓やドアを開放し、密閉された空間とならないよう、可能な範囲で換気を行っていただきますよう、お願いいたします。

③理容・美容師による消毒の実施にご協力ください

必要に応じて、サービス利用前後に理美容師が消毒を行うことがございます。可能な範囲でのご協力をお願いいたします。